

富山県障害者計画（第5次）（素案）の概要

I 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

現計画期間の成果と課題、障害者の現状、国の障害者施策に加え、「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉計画（第3次改訂版）」や国の障害者基本計画（第5次）などを踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。

2 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- ② 市町村が市町村の障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 「元気とやま総合計画」、「富山県民福祉基本計画（第3次改訂版）」の個別計画
- ⑤ 障害者文化芸術推進法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- ⑥ 読書バリアフリー法に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

3 計画の期間：2024年度～2029年度〔6年間〕

4 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の実現を目指します。

5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

6 基本的視点

- 1 障害者本人の自己決定を尊重する
- 2 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進する
- 3 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する
- 4 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施する
- 5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

4つの基本項目

III 計画の推進体制

- 1 障害保健福祉圏域 4 圏域(富山、高岡、新川、砺波)
- 2 施策の推進体制 幅広い分野での連携 国・市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体との連携
- 3 計画の進行管理 障害者施策推進協議会に進捗状況等を適宜報告

II 計画の内容

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

- 1 障害及び障害のある人に対する理解の促進
 - (1)啓発・広報活動の推進 (2)福祉教育の推進 (3)地域での交流の促進と県民の参加 (4)ボランティア活動の推進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (1)障害を理由とする差別の解消 (2)権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 コミュニケーション支援体制の確立
 - (1)情報バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2)情報アクセシビリティの向上 (3)意思疎通支援の充実
- 4 住みよい生活環境の整備
 - (1)暮らしやすい住まいの整備 (2)人にやさしいまちづくりの整備 (3)利用しやすい交通、移動手段の整備 (4)ユニバーサルデザインの普及
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進
 - (1)交通安全対策の充実 (2)防災対策の推進 (3)防犯対策の推進 (4)感染症対策の推進 (5)消費者トラブルの防止

II 質の高い保健・医療体制の確立

- 1 保健・医療施策の充実
 - (1)障害の原因となる疾病の予防・早期発見 (2)保健・医療体制の充実 (3)リハビリテーション提供体制の充実 (4)精神保健・医療施策の推進 (5)保健・医療を支える人材の育成・確保

III 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実

- 1 相談支援体制の整備
 - (1)意思決定の尊重及び意思決定の支援 (2)地域における相談支援体制の充実 (3)専門的な相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実
 - (1)在宅サービス等の充実 (2)障害特性等への対応
- 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用
 - (1)施設整備の基本的な考え方 (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用
- 4 質の高い障害福祉サービスの提供
 - (1)障害福祉サービスの質の向上 (2)障害福祉人材の育成・確保

IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

- 1 障害のある子どもの教育・育成の充実
 - (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (2)一貫した教育相談体制と生涯学習 (3)地域療育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進
 - (1)障害者雇用の促進、就労支援 (2)一般就労が困難な障害者に対する支援
- 3 社会参加活動の推進
 - (1)スポーツ活動の振興 (2)文化芸術活動等の振興 (3)社会参加促進事業の推進

富山県虐待通報窓口について

1 障害者虐待防止について

障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進のため、障害者に対する虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護、自立支援などを行う、「障害者虐待防止法」が、平成24年10月1日から施行されました。

障害者虐待にあたる行為	
身体的虐待	暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要をすること
心理的虐待	脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話をせず、身体・精神状態を衰弱させること
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと

障害者虐待の種類	内容	相談・通報窓口
養護者による虐待	身の世話をしている家族、親族、同居人等による虐待	市町村障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待	市町村障害者虐待防止センター
使用者による虐待	障害者を雇用する事業主等による虐待	市町村障害者虐待防止センター 又は富山県障害者権利擁護センター

2 相談・通報窓口

【富山県障害者権利擁護センター】（富山県厚生部障害福祉課内）

TEL 076-444-3959（平日 8:30～17:00）、080-8695-3726（休日・夜間）

FAX 076-444-3494

E-mail ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp

ヘルプカード

○ヘルプカードとは…

障害のある方には、自ら「困った」となかなか伝えられなかったり、そもそも「困っている」ことを自覚できなかったりする場合があります。

ヘルプカードは、障害のある方が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周りの方に支援を求めるきっかけをつくるカードです。



ヘルプカードを提示されたら、
記載内容に沿って支援をお願いします。



○記載内容

障害特性や必要とする支援内容、緊急連絡先など

○対象となる方

身体、知的、精神の障害のある方（難病を含む）※障害者手帳の有無を問いません。

○ヘルプカードの使い方

住所や連絡先、手助けしてほしいことなどを、個人情報の保護に留意して記入し、普段から持ち歩きます。

災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときなど、周囲の方に手助けを求めたいときなどに、このヘルプカードを周囲に示して、手助けを求めることができます。

○主な活用場面

- 《災害のとき》 災害が発生し、避難が必要なとき
避難生活で適切な支援を受けたいとき
- 《緊急のとき》 道に迷ってしまったとき
パニックや発作、病気の時
- 《日常生活》 ちょっとした手助けが必要なとき

ヘルプカードに関する問合せ先：富山県厚生部障害福祉課（相談室）電話 076-444-3959

FAX 076-444-3494

令和5年10月16日(月)から

障害者差別に関する相談窓口の試行事業



「つなぐ窓口」がスタート!

本事業の相談窓口は、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎします

■ 障害を理由とする差別に関する相談窓口 ■

相談者

障害者



事業者



1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域や事業を営んでいる地域の自治体、各府省庁等に直接、質問・相談が可能です。

※自治体からの相談も各府省庁等と調整し、取り次ぎします

調整・取次※

2 「つなぐ窓口」(本事業)

New!

障害者差別解消法に関する質問に対する回答や相談事案を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげる窓口を試行的に設置します。

1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域、事業を営んでいる地域の自治体や各府省庁等が相談窓口を設置しています。

自治体・各府省庁等の相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談や、事案終結に向けた関係機関との調整を行っています。

2 「つなぐ窓口」(本事業)

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月から令和7年3月まで、試行的に設置します。

■ こんな方におススメ! ■

- どの相談窓口で相談すれば良いかわからない。
- 過去に相談をした際に、相談先から別の相談先を紹介されることが繰り返されて、結局相談できなかった。
- 平日は学校・仕事で今まで相談ができなかったが、まずは話を聞いてみたい。
- 障害があるので、お店に配慮やお願いしたいことがあるが、どうすれば良いかわからない。
- 障害をお持ちの方への合理的配慮の提供について、何をすれば良いかわからない。等

● 事業に関するお問い合わせ



内閣府政策統括官
(政策調整担当)付
障害者施策担当

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎 8号館

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

ホームページ：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

● 障害を理由とする差別に関する試行相談窓口

● 試行期間：令和5年10月16日～令和7年3月下旬

● 連絡先

電話相談：0120-262-701

10:00-17:00 週7日(祝日・年末年始除く)

メール相談：

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

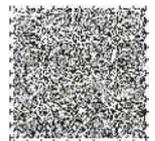
その他のご連絡：

sabetsu-kaisyo@nttdata-strategy.com

● 調査受託事業者：株式会社 NTT データ経営研究所

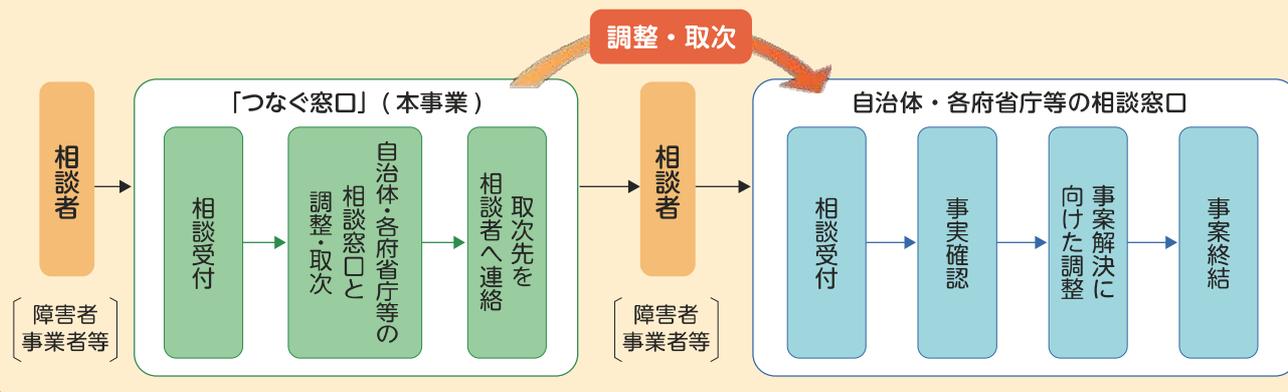
● コールセンター運営事業者：株式会社 AI サポート

お気軽にご相談ください!



■ 「つなぐ窓口」 による相談対応の基本的な流れ ■

「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口へ連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。



※本事業の「つなぐ窓口」と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。

障害者差別解消法について

法の考え方

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要との考え方の下、法は、障害者に対する「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を差別と規定し、**行政機関等及び事業者に対して**、差別の解消に向けた具体的取組を求めています。（詳細な内容は参考情報を参照）

※令和6年4月から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法の対象

- 障害者** 障害者手帳をお持ちの方に限りません。**社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象です。**
- 事業者** 商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等であり、同じサービスを反復継続しているものを表します。営利 / 非営利、個人 / 法人は問いません。
※「事業者」に該当するもの（一例）
株式会社、社団法人、NPO、医療機関、教育機関、個人のボランティア活動等
- 分野** 教育、医療、福祉、公共交通等、一般的に対象となります。ただし、雇用、就業関係は対象外となります。

本事業で取り扱う個人情報について

本事業では、障害を理由とする差別に関する相談を適切な機関に取り次ぐために、相談者の氏名や性別、お住いの地域、ご連絡先、障害の種別、差別と思われる事案の概要等を伺います。伺った情報はご本人の同意に基づき記録を行い、ご本人の同意の上で、取次先の自治体や国に提供いたします。また、個人が特定されないよう概略化した上で集計を行い、今後の障害を理由とする差別の解消に向けた施策の立案に活用いたします。個人が特定される情報が外部に公開・共有されることはございません。

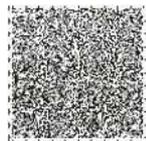
個人情報は、調査受託者である NTT データ経営研究所の監督の下、コールセンターを運営する株式会社 AI サポートにて管理を行います。

NTT データ経営研究所：プライバシーポリシー：

(<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy/>)

参考情報

リーフレットは以下の QR コードからダウンロード可能です。



障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタートします！



令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！

